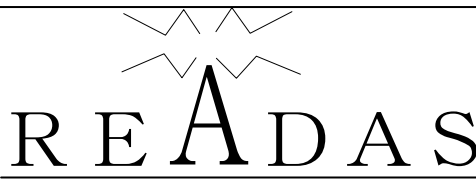


第 5685 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 4月 5日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 役員が報酬を辞退したとき

**Q**：当社の今期の業績が非常に悪かったため、役員が責任を取って報酬を辞退しました。この場合には、源泉徴収はどうすればいいのでしょうか？

**A**：役員報酬の支給日前に受領を辞退した場合は源泉徴収が不要ですが、未払報酬を辞退する場合は、源泉徴収が必要です。

### 【解説】

源泉徴収は、給与等の支払いが確定したものを現実に支払う時にしなければなりません。給与所得者がその受けるべき給与等の全部又は一部をその支給日前に辞退した場合には、その辞退した給与等は、給与所得とならず課税されないこととなっています。したがって、このような場合には、源泉徴収が不要になります。

これに対して、給与等の支払者が、未払給与の債務免除を受けた場合には、その債務免除を受けた時において、その給与の支払があったものとして源泉徴収を行うこととされています。

したがって、役員等が未払となっている役員報酬を辞退した場合には、会社はその報酬の受領の辞退を受けた時に、その未払いの役員報酬を支給したのとして所得税を源泉徴収しなければなりません。

ただし、その報酬の辞退が、会社の債務超過の状態が相当期間継続しているため、支払いができないと認められる場合に行われるものであるときは、源泉徴収しなくてもよいこととされています。

